

英国現代奴隷法に関する声明

この声明は2015年に成立した英国現代奴隷法 第54条の定めに基づき開示するものです。私たち（株式会社村田製作所および村田製作所グループ会社、以下「ムラタ」）は、奴隷労働・人身売買については大きなグローバル課題であり、自社およびサプライチェーンの中で強制労働や児童労働という形での人権侵害を許容してはならないという認識を持っています。自事業およびサプライチェーンを通じて人権侵害を犯さない、また加担しないために実施している取り組みを本声明により開示します。

1. 村田製作所について

村田製作所はセラミックスをベースとした電子部品の開発・生産・販売を行っている総合電子部品メーカーです。独自に開発、蓄積している材料開発、プロセス開発、商品設計、生産技術、それらをサポートするソフトウェアや分析・評価などの技術基盤で独創的な製品を創出し、エレクトロニクス社会の発展に貢献していきます。

なお、村田製作所は英国では直接または子会社を通じて間接的に販売を行っています。また、英国に所在する子会社は、以下の企業となります。

Murata Electronics Europe B.V., NCL Holdings Limited, Murata Power Solutions (Milton Keynes) Limited, Celab Power Management Limited, Murata Power Solutions (Celab) Limited, pSemi Corporation

企業/事業の詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.murata.com/ja-jp/about/company/muratalocations>

2. 奴隷労働・人身売買防止に関する方針

■ 経営理念

1954年に創業者の村田昭によって制定されたムラタの経営理念（社是）は、「技術を錬磨し 科学的管理を実践し 独自の製品を供給して 文化の発展に貢献し 信用の蓄積につとめ 会社の発展と協力者の共栄をはかり これをよこび 感謝する人びとと ともに運営する」です。この経営理念(社是)を全従業員が共有し、実践することを通じてグローバルな課題の解決に取り組んでいます。

経営理念：

<https://www.murata.com/ja-jp/about/company/philosophy>

■ CSR憲章

ムラタは、経営理念をふまえて、法令の遵守はもとより、高い企業倫理観にもとづき、透明性の高いガバナンス、人権尊重、安全衛生、社会貢献、環境保全などに取り組むことにより、社会から信頼される企業であり続けることを目的として、当社に働くすべてのものが遵守すべき規範として「CSR憲章」を定めています。この中で、一人ひとりの人権を尊重し、尊厳を持って対応すること、いかなる事由による差別やその他の人権侵害を行わないこと、各国の法律に従って従業員を処遇することなどを、明記しています。

CSR憲章：

https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/way_of_thinking/charter

■ 人権・労働に関する基本方針

ムラタで働くすべてのものが遵守すべき規範として「CSR憲章」を定めています。なかでも人権が普遍的かつビジネスにおける重要な課題であり、持続可能な企業活動を展開していくうえでの社会的責任のひとつであると考え、私たちは「人権と労働」に関する「基本方針」を定め、人間性尊重を基本理念とし、人権を尊重し、これを擁護する取り組みを進めていきます。そして私たちは、サプライチェーンを通じて関わるすべての企業と人々が、この方針の趣旨を支持し、社会的責任を果たす（行動する）ことを期待します。

人権・労働に関する基本方針：

https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/people/human_rights#id1

■ RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範

ムラタは2022年6月にグローバルサプライチェーンにおけるCSRを推進する企業同盟である「RBA (Responsible Business Alliance)」に加盟しました。RBAは、企業とそのサプライチェーンにおいて、労働環境が安全であること、労働者が敬意と尊厳を持って処遇されること、さらにその事業活動が環境に対し責任を持ち倫理的に行われることを確実にするための基準である「RBA行動規範」を定めています。

ムラタは、RBA行動規範を尊重するとともに、これを「サプライヤー行動規範」に展開し、仕入先様と共にこの取り組みを推進しています。

RBAウェブサイト：

<https://www.responsiblebusiness.org/>

■ 調達方針/サプライヤー行動規範

ムラタは「調達方針」を定め、仕入先様からの調達における法令遵守は当然のこと、環境保全や人権への配慮なども統合したCSR調達を推進し、社会的責任を果たしていきます。この実現にはサプライチェーン全体での取り組みが不可欠であり、仕入先様に遵守いただきたい事項を「サプライヤー行動規範」に

定めています。本行動規範では、奴隷労働や人身売買による労働を用いてはならないことを明確にする
とともに、仕入先様に本行動規範の遵守を要請することでサプライチェーン全体の人権尊重の取り組み
を推進しています。

ムラタグループサプライチェーンCSR調達ガイドライン:

<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/people/suppliers>

■ 責任ある鉱物調達方針

コンゴ民主共和国（DRC）及びその隣接国などの紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）で採
掘されるスズ・タンタル・タングステン・金（3TG）、コバルト、およびマイカが、武装勢力への資金供与、
強制労働や児童労働を含む人権侵害、環境破壊などの不正行為につながる懸念されています。
ムラタは、このようなリスクが高い鉱物を自社製品に使用しないために、責任ある鉱物調達を推進するた
めの対応方針を定め、紛争地域および高リスク（CAHRAs）における紛争や人権侵害などAnnex II
リスクに該当する企業からの調達を行わないことを明確にしています。

責任ある鉱物調達の推進について：

<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/people/suppliers#id14>

3. 奴隷労働・人身売買防止に関する取組み

■ デューデリジエンスプロセス・リスク評価

自社での取組み：

2022年度は、前年度からの取組みを拡大し、RBA行動規範に基づくセルフアセスメントを、国内外
の全工場（日本国内30工場、海外21工場）で実施しました。また、強制労働防止の観点で、外国
人労働者を雇用する際の本国からの送り出し、受け入れ国への入国、就労前および着任後の教育、職
場での保護や管理、帰国までの各プロセスにおいて考慮および実施すべき事項を記した管理手順書を
作成しています。定期的に管理手順書を見直しており、確実にRBA行動規範を遵守する運用に努めて
います。

また、2022年度は、工場・事業所ごとに、強制労働（児童労働・外国人労働者・労働時間の問題
等含む）や男女格差、各種ハラスメント、地域への影響、商品の社会に与える影響など様々な側面か
ら、それぞれが優先して取り組むべき課題を決め、予防及び是正に取り組んでまいりました。

これらの取組みは、長時間労働の削減やコロナによる雇用等への影響を最小限に抑えるなどより具
体的な取組みの実施に繋がっています。今後も課題の発見と解決への取組みを継続的に行ってい
きます。

サプライチェーンに向けた取組み：

ムラタは、サプライチェーンにおける人権リスクの発生防止に向け、仕入先様への定期的なリスク評価を

行っています。具体的には、仕入先様にチェックリストを配付し、労働人権に関する要求事項を含む、「サプライヤー行動規範」の遵守状況を確認し、必要に応じて改善を求めています。中でも重要仕入先様に対しては、1回/年の頻度で実施しており、2022年度は100社実施しました。このほかに、重要仕入先様と新規に取り引きを開始する仕入先様の合計44社に対し実地監査も行いました。チェックリストや実地監査の結果、長時間労働等の人権リスクが確認された仕入先様には、改善を要請するとともに、必要に応じて改善に向けた支援も行っています。

鉱物調達取り組み：

ムラタの調達活動が、武装勢力による人権侵害や紛争に関与しないために、OECD デュー・デリジェンスガイドランスに基づいた適切な評価（デュー・デリジェンス）を実施するとともに、不正行為につながる可能性のある鉱物を当社製品に使用しないことを目指しています。

2022年度は、3TGを取り扱う主要仕入先様160社と、コバルトを取り扱う85社に対して調査しました。調査の結果、RMAP認証製錬・精製所を使用していない仕入先様に対しては切り替えを要求し、サプライチェーンへのデュー・デリジェンスが進んでいないと思われる仕入先様には、リスク評価の実践を要請していくことで、改善を促しています。

人材派遣会社様に向けた取り組み：

奴隷労働・人身売買の撲滅については、自社および仕入先様だけではなく、ムラタに人材をご紹介、派遣いただく人材派遣会社様にも協力いただくことが不可欠です。そのため、人材派遣会社様に対しても、仕入先様と同様にムラタのCSR基準、RBA行動規範、JEITAサプライチェーンCSR推進ガイドブックの遵守を同意書のサインをもってお願いしています。人材派遣会社様にはリクルートメントフィーの労働者負担を原則ゼロにするようお願いするほか、奴隷労働や人身売買のリスク測定を含めた定期的な監査も実施しています。また、外国人労働者やそのご家族が地域社会と調和し安心して生活を送ることが大切と考えています。そのため人材派遣会社様や地域社会と協力し、ご家族も含めた語学の無償教育の実施や学校や行政機関への通訳者の派遣等の取り組みを実施しています。今後も派遣労働者とそのご家族の人権を最大限尊重し、取り組みを拡充していきます。

■相談窓口の設置

ムラタの従業員（派遣社員・パートタイマーなどを含む）向けには、コンプライアンス違反の報告・相談ができる社内受付窓口を設置するとともに、社外にも受付窓口を設置して、容易に、かつ匿名で報告・相談できる環境を整備しています。

また、サプライチェーン上の窓口については、仕入先様各社が報告・相談できる環境を整備しています。報告・相談された事案の調査に関しては、報告・相談者のプライバシー保護と、報告・相談者が不利益を被らない仕組みを整えています。

■教育の実施

ムラタでは、「企業倫理規範・行動指針」を現地語に翻訳し、国内および海外の全拠点に配布し、全従業員に理解と徹底を求めています。また、毎年10月をコンプライアンス推進強化月間と定め、「企業倫理規範・行動指針」および、相談窓口の利用方法に関する従業員教育も行っています。

主な生産工場においては、人権・労働マネジメントシステムに基づき、奴隷労働や人身売買の防止を含めた人権・労働の教育を実施しています。また、特に外国人を多く雇用する人材派遣会社様に対しては、RBA行動規範等で求められる奴隷労働、人身売買の防止を含めた啓蒙のためのコミュニケーションも密に行っています。

また、人権労働に関する基本方針は法改正及びグローバルな顧客・投資家等の要求を踏まえ定期的に見直しを行っています。

2022年度は、従来から実施している人権労働ハラスメント教育に加えて、外部有識者による講演会を実施しました。外部視点からのビジネスと人権についての講演で改めて学ぶことで、より一層人権について従業員が考え、行動できるように努めています。

資材取引に関わる従業員に対しては上記の教育に加え、調達活動に必要な教育の一環として「人権、労働」「安全衛生」「環境」「情報セキュリティ」などのCSR調達教育を毎年実施しています。これによりコンプライアンスを遵守した取引を行ない、サプライチェーンにおける強制労働や人身売買のリスク撲滅に努めています。

4. 今後に向けて

ムラタは、これからも経営理念である社是の実践を通じて「文化の発展」に貢献していくとともに奴隷労働や人身売買、児童労働、強制労働といったグローバルな人権問題に対して、サプライチェーンとも協働して、根絶に向けた取り組みを進めていきます。

本声明は、2023年11月22日に開催された当社取締役会において報告、了承され、以下の者により署名されました。

株式会社 村田製作所

代表取締役社長

中島 規巨

2024年1月